

令和4年度税制改正に関する要望書

令和3年9月

横浜商工会議所

【目次】

はじめに	3
要望項目	
I. 新型コロナウイルスの影響への対応と国内需要・消費喚起策の推進	4
【基本的な視点】	4
1. 厳しい経営環境にある中小・中堅企業の 事業継続・雇用維持を図るための税制上の支援	4
2. 国内需要・消費喚起策の推進	6
II. デジタル化・生産性向上と働き方改革の推進	6
【基本的な視点】	6
1. 中小・中堅企業のデジタル化・生産性向上への支援	7
2. 働き方改革に取り組む企業への支援	7
III. 中小・中堅企業の経営基盤の強化	8
【基本的な視点】	8
1. 中小企業の経営基盤の強化	8
2. 中小企業者の円滑な事業承継の推進	9
IV. 地域経済の活性化と新たな挑戦への支援	10
【基本的な視点】	10

1. 国家戦略特区への大胆な減税措置と外資系企業の立地促進	10
2. 企業版ふるさと納税の見直し	11
3. イノベーション推進のための税制上の支援	11
4. ベンチャー、創業への支援強化と充実	11
5. 登録免許税・印紙税の負担軽減	12
6. 国際コンテナ戦略港湾の推進	12
7. 地方税制の見直し	13
V. 消費税への対応	13
【基本的な視点】	13
VI. その他	15
【基本的な視点】	15
1. 税と社会保障制度の一体改革と財政健全化	15
2. 所得税改革の推進	15
3. 大法人の電子申告義務化に関する見直し	16
4. 納税事務負担の軽減	16

はじめに

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、幅広い産業で厳しい経営環境にあります。

コロナ禍の時代においては、引き続き感染拡大防止と経済活動の両立を図ると同時に、地域経済の再生に向けて、中小・中堅企業の事業継続・雇用維持を支援する施策及び規制緩和の推進が必要です。

令和3年度に入りワクチン接種が進んでおりますが、今後とも想定外のリスクに備え、経営基盤を強化するための税制面からの支援が不可欠です。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症対策のために多額の財政出動が行われましたが、将来の安心の基盤となる財政再建について、早めの対策を講じる必要もあります。

本要望書は横浜商工会議所において、こうした認識から「税制改正の基本的な視点」と「要望項目」から成る税制改正に関する要望を取りまとめたものであります。本要望内容を十分に斟酌いただき、令和4年度税制改正において特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和3年9月 横 浜 商 工 会 議 所
会 頭 上 野 孝

要 望 項 目

I. 新型コロナウイルスの影響への対応と国内需要・消費喚起策の推進

【基本的な視点】

新型コロナウイルス感染症の影響により、幅広い産業で業績が悪化し、特に中小企業は厳しい経営環境にあり、事業継続・雇用維持を図るための税制上の支援が不可欠です。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛と営業時間の短縮・休業要請により国内需要が著しく減少しており、感染防止の取組とともに、経済再生に向けた需要・消費喚起策が求められております。

1. 厳しい経営環境にある中小・中堅企業の

事業継続・雇用維持を図るための税制上の支援

●役員給与等の損金算入制度の見直し

今回のコロナ禍はもとより複雑かつ変化の速い現代の経済社会情勢において、役員給与の定期同額規定によって柔軟な経営対応が困難となっており、企業の健全な維持・発展を阻害する可能性がある。役員報酬の増減による節税効果は限定的であり、あくまでも企業の経営判断として役員報酬の増減が検討されている。

役員給与の定期同額規定は廃止し、実体のない役員に支給されるものを除き原則どおり損金算入すべきであり、役員賞与についても、株主総会の決議に従って支給されたものは、原則どおり損金算入すべきである。

●青色申告欠損金の繰越無期限化・控除金額限度撤廃(資本金基準の見直し)

青色申告欠損金の繰越期間は10年となっているが、事業年度は、会計報告や課税のために人為的に区切られたものであり、ある事業年度から生じた欠損金の繰越期間に制限を設けると、健全な企業資本の維持を阻害する。

控除限度額についても、資本金1億円超の企業に対しては控除限度額が50%に引き下げられているが、地域経済の中核を担う中堅企業の経済再建を支援するために、資本金1億円超10億円以下の法人に対する繰越控除限度額の引き上げが必要である。

担税力の見地からは、過去の欠損金と当期の利益を相殺することは当然であり、諸外国を見ても繰越欠損金の繰越額や繰越期間の制限を設けない国が多いことから、繰越期限及び控除限度額は撤廃されたい。

●少額減価償却資産の特例の延長・見直し

令和3年度末で期限切れとなる特例措置について、多くの企業にとって既に定着している制度であり、中小企業の基盤の強化にも大いに寄与していることから、現行の制度の延長は最低限必要である。

さらに、減価償却資産の管理及び申告手続等の事務負担の軽減や、デジタル化に資する設備投資を促進させるためにも、一括償却資産と中小企業者等の特例の取扱を廃止し、全額損金算入される取得価額を10万円未満から30万円未満へ引き上げるように見直していただきたい。

●納税猶予にかかる延滞税の免除

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、納税猶予が講じられているが、長引くコロナ禍により当面、企業の資金繰りは厳しい状況が続くと想定されるため、延滞税は免除すべきである。

●経営状態が悪化した企業への雇用維持支援策

新型コロナウイルス感染の影響により業績が悪化した企業への「雇用調整助成金」について、非課税対象にしていただきたい。

事業収入が減少したにもかかわらず雇用維持に努めている中小企業者等の法人税及び社会保険料の事業主負担につきましても、減免の対象にしていただきたい。

●新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの検査・予防体制を強化する一環として、企業自らが検査を実施したり、個別の感染予防策を実施する場合には、税制上の支援措置を講じていただきたい。

例えば、企業の従業員に対する検査費用（抗体・PCR検査）や感染予防対策の費用を法人税から税額控除できる制度を創設していただきたい。

2. 国内需要・消費喚起策の推進

●コロナ禍における需要喚起策

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響等により、外食産業や観光産業など外出を伴うサービスを提供する業界の業績の悪化が著しく、他業種と比較して回復も遅い状況にある。

ふるさと納税のスキームを活用した地元の外食産業や観光産業の販売促進策をはじめ、消費者の安心を高める空気清浄機やアクリルパーテーション等の設備投資については、少額減価償却資産の特例の限度額（年間300万円）とは別枠で全額損金算入できる制度を創設していただきたい。

●自動車関連税制の廃止・縮減

自動車関連産業は裾野が広い産業として地域経済をリードする主要産業となっており、国内での生産や販売を促進することは、地域経済の活性化の観点からも重要となっている。

地域経済の活性化を図る消費喚起策として、自動車関連税制の廃止や更なる軽減及び自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の恒久化について早急に対応していただきたい。

●交際費課税の見直し

交際費は、取引先の維持・開拓に必要不可欠な経費であるとともに、社会通念上必要な費用である。特にコロナ禍により疲弊した飲食・宿泊業、対面型サービス業の業績を回復し、地域経済を再生するための需要・消費喚起策として不可欠であることから、令和3年度末で期限が切れる特例措置の恒久化は最低限必要であり、ひいては交際費の全額損金算入化を図るべきである。

II. デジタル化・生産性向上と働き方改革の推進

【基本的な視点】

コロナ禍の時代においては、企業のデジタル化・生産性向上と働き方改革の推進が一層求められています。

中小・中堅企業が果たしている役割や実態を踏まえ、デジタル化・生産性の向上に寄与する設備投資、テレワークの導入や多様な人材の確保・育成に関する税制上の支援が不可欠です。

1. 中小・中堅企業のデジタル化・生産性向上への支援

●デジタル化に資する税制上の支援強化

生産性の向上と経営基盤の強化を一層図るためには、中小・中堅企業のデジタル化の促進が不可欠である。

令和3年度の税制改正において、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制が創設されたが、中小・中堅企業のデジタル化を促進するため、デジタル化への設備投資において、対象設備の要件緩和や即時償却も認めるなど、税制面からの更なる支援強化を図りたい。

中小・中堅企業の経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するために、電子帳簿等保存制度の更なる要件緩和を図りたい。

●人材育成の促進における税制上の支援措置の創設

人材育成の促進においては、教育訓練の充実が不可欠である。令和3年度税制改正により2年間の延長と適用要件の見直しが行われた所得拡大促進税制において、教育訓練費の増加による税額控除の上乗せ措置が講じられているが、給与等支払総額の増加が前提条件となっている。

コロナ禍における雇用情勢の悪化や企業の賃上げ余力等を考慮し、より多くの企業が利用できる制度設計の下、教育訓練費に対する税額控除制度を創設されたい。

2. 働き方改革に取り組む企業への支援

●テレワーク・オンライン会議設備の損金算入別枠の創設

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、テレワーク等の導入に関する設備は、年間300万円上限とは別枠で損金に算入できる特例制度を創設すべきである。

●シニア・若者人材採用企業に対する税制上の支援

シニア人材の就労をスムーズにするため、補助ロボットの導入等による職場環境の改善を図る設備投資については、即時償却または税額控除を認めるなどの措置を講じていただきたい。

コロナ禍においても、中小・中堅企業の多くは人手不足を感じており、若者の採用に積極的な中小・中堅企業には採用広告費に対する税制優遇措置を講じていただきたい。

Ⅲ. 中小・中堅企業の経営基盤の強化

【基本的な視点】

企業数の99.7%、雇用の約7割を占める中小企業は、我が国の産業と生活を支える生命線であり、中小・中堅企業が果たしている役割や実態を踏まえた幅広い税制上の支援が不可欠です。

大企業に比べて資金面でも人材面でも厳しい環境にある中小企業をはじめ、地域経済の中核を担う中堅企業が安定して事業を継続するとともに、円滑な事業承継を推進していく必要があります。

1. 中小企業の経営基盤の強化

●法人実効税率の25%程度への早期引き下げ

法人税率について、主要国間で国際的な最低税率を設定する方向で議論が進められているが、我が国の法人実効税率は、諸外国よりも高い水準にあることから、国内経済の活性化や企業誘致・国際競争力の強化のためにも、アジア諸国並みとなる25%程度の税率へ早期に引き下げるべきである。

●法人税の中小軽減税率の恒久化

中小企業は赤字経営が続いている企業が多く、納税をせずにフリーライドしているとの指摘もあるが、厳しい経営環境の中で地域の雇用を維持し、地方税や社会保険料の事業主負担分等について応分の負担を行っている。

中小企業は地域経済を支える重要な役割を担っており、デジタル化や設備投資を推進し、中小企業の活力を導き出すため、また、外国からの投資を呼び込むためにも、軽減税率（年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%）の拡充と恒久化を図るべきである。

●中小企業の防災・減災対策の強化

昨今、激甚化・多発化する自然災害に対して積極的に対策を促し、防災・減災対策を強化するため、「中小企業防災・減災投資促進税制」の更なる利用促進策を講じるべきである。

災害による損失は、盗難または横領による損失と同様に雑損控除として扱われているが、災害損失控除として雑損控除から独立させていただきたい。

●留保金課税の廃止

留保金は、企業経営の安定を図るとともに、経済社会環境の急激な変化に備えるために、企業において必要とされているものである。法人税との二重課税の問題も指摘されることから、留保金課税は廃止すべきである。

●個人事業主の青色申告特別控除並びに個人事業税の事業主控除の拡充

個人事業主は、家族の生活を支える「生業」を営む者が多く、商店街の主要構成員にもなっているが、経営不振や経営者の高齢化、後継者の不在などの多くの課題を抱えている。こうした厳しい経営環境の改善を図り、安心して家族の生活を支えられる経営基盤を築くとともに、地域コミュニティを維持するために、個人事業主の青色申告特別控除（55万円）並びに個人事業税における事業主控除（290万円）を拡充すべきである。

2. 中小企業者の円滑な事業承継の推進

事業承継税制は、平成30年度税制改正において、対象株式数の上限が撤廃されるなど大幅に要件が緩和された後、令和元年度税制改正では個人事業者の事業承継税制が創設、令和2年度税制改正では中小企業の再編・統合等にかかる税負担の軽減措置が延長、令和3年度税制改正では法人版事業承継税制の要件が緩和されており、より多くの事業者が制度を利用して円滑に事業承継が進むことが期待されている。

今後は改正の効果を検証しつつ、制度の利用促進を図るためにも、生産年齢人口の減少に対応した雇用維持要件や申請手続の簡素化などについて不断の見直しを進めるとともに、コロナ禍の影響により事業承継予定時期が後ろ倒しになっている現状を考慮し、10年間の時限立法となっている特例制度の延長・恒久化を図りたい。

IV. 地域経済の活性化と新たな挑戦への支援

【基本的な視点】

コロナ禍の影響により地域経済は厳しい状況にあり、地域経済を復興するためには、新規事業や事業転換等に挑戦する企業を後押しするとともに、中小企業のイノベーションを推進し、ベンチャー・創業への支援策を強化することが重要であります。

同時に、企業の成長力・競争力の強化を図るためにも、地域企業の活力を阻害する地方税の見直しと地方交付税交付金のあり方を検討し、地域の自立に向けた地方税改革の推進が望まれます。

1. 国家戦略特区への大胆な減税措置と外資系企業の立地促進

国家戦略特区については、大きな経済効果と国際競争力の強化が期待されているが、現状では地域・規模が限定されており、全国的に波及効果を生むまでには至っていない。

こうした特区制度を活かし、外資系企業等の立地促進を図り、アジアにおける金融センターを構築することも成長戦略として重要である。

企業の新規立地は、新たに雇用を生み出すだけでなく、地域経済の活性化に大きく寄与するものである。

その中でも生産性の高い外資系企業の誘致促進は、高度な技術、ノウハウ、人材が集まり、地域経済への波及効果やイノベーションの推進が期待できる。

地域のポテンシャルを高めるためにも、本社機能を持つ企業やR&D拠点、アジア地域の統括拠点となるような企業の立地促進につながる国家戦略特区における課税の特例措置について、大幅に拡充すべきである。

2. 企業版ふるさと納税の見直し

企業版ふるさと納税について、控除額の上限規定により、寄付額の企業負担が1割となるためには課税所得が6億円以上必要となっている。中小企業の利用を促進するため、法人税、住民税、事業税の控除額の上限規定を撤廃されたい。

3. イノベーション推進のための税制上の支援

●SDGs等への取組の推進

今後の事業継続のために、SDGsへの貢献やBCPの策定等は重要であるが、中小企業においては、これらの取組にかかる経費が負担となっている。

SDGsやBCP等の取組を推進するためにも、これらの取組にかかる経費を税額控除または所得控除していただきたい。

●カーボンニュートラルに配慮した取組の推進

令和3年度税制改正において、カーボンニュートラル投資促進税制の創設及び研究開発税制の見直しが図られたが、2050年カーボンニュートラルに向けた中小企業の取組を加速させるために、本措置を拡充するなど税制面からの更なる支援強化を図られたい。

●オープンイノベーション促進税制の延長や拡充

令和3年度末で期限切れとなる「オープンイノベーション促進税制」について、スタートアップ企業との協働により、第二創業・新事業展開等の事業構造改革を促すために、適用期間を延長及び拡充すべきである。

4. ベンチャー、創業への支援強化と充実

●創業間もない企業の法人税率の引き下げ

国内消費の低迷や後継者不足等から企業数の減少傾向が続いており、地域経済の活性化のためには創業の増加が喫緊の課題となっている。創業の増加を図り、積極的に投資できる環境を整備するために、創業3年程度までの企業に対する法人税率を引き下げるべきである。

●事業用資金の贈与税非課税枠の創設

若者や女性、高齢者などが創業する場合、信用力が不足して資金確保に苦労するケースが多いことから、円滑な事業資金確保を可能とするために、親族等からの事業用資金に係る贈与については、教育資金の一括贈与に係る非課税措置と同様、1,500万円の非課税枠を創設すべきである。

●会社設立時の印紙税、登録免許税の廃止

創業環境の整備により開業率の向上を図るためには、様々な面からのインセンティブの付与が重要であり、会社設立時の印紙税並びに登録免許税を廃止し、創業時にかかる税負担を抑え、創業意欲を後押しすべきである。

5. 登録免許税・印紙税の負担軽減

不動産登記における登録免許税は、例えば土地や建物の所有権の移転については不動産の価格に対して1000分の20の税率が課せられており、大きな負担となっている。更に、登記等の申請時にも納付する必要があることから、流動化を妨げる要因の一つになっている。不動産の流動化・活性化のためにも、税率の引き下げや、現在の方式を改め定額の手数料を徴収する方法に変更するなど、事業者の負担を軽減すべきである。

印紙税についても、取引金額に応じて課税されて大きな負担となっているばかりでなく、課税対象の文書でも、電子契約の場合には収入印紙を貼らなくても良い場合があり不公平である。少なくとも、印紙税額を引き下げて、事業者の負担を軽減すべきである。

6. 国際コンテナ戦略港湾の推進

横浜港をはじめとする京浜港は、更なる「選択と集中」により日本の港湾の競争力強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」に選定されている。

横浜の国際コンテナ戦略港湾を推進するためには、貨物を取り扱う物流関連企業の集積を図ることが必要となることから、物流関連企業が臨港地区及び後背圏に進出する際の税制上の優遇措置を講じるとともに、船舶の特別償却制度を拡充すべきである。

7. 地方税制の見直し

●事業所税の廃止

人口30万人以上の都市において、立地企業の従業員の給与や事業所面積に応じて課せられている事業所税は、都市間競争が激化する中で不公正なものであることから廃止すべきである。

●固定資産税の課税見直し

令和3年度税制改正により、令和3年度に課税額が上昇する全ての土地の固定資産税等が令和2年度税額に据え置きとなったが、依然として企業の経営環境は厳しいため、来年度も継続して据え置きとしていただきたい。

国際競争力の強化の観点からも問題が多いことから、以下の見直しを図られたい。

- ①建物等の減価償却方法については、原則、定額法となっているが、なるべく早く減価償却して、中小企業の新規設備投資を後押しするため、定率法適用の範囲拡大を図られたい。
- ②償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきである。直ちに廃止できない場合には、以下の暫定措置を講じるべきである。
 - ア) 免税点（現行：150万円未満）を少なくとも300万円までに引き上げること。
 - イ) 償却済みの資産については非課税とすること。
- ③土地に係る固定資産税については、評価基準の明確化・適正化を図るとともに、標準税率（現行：1.4%）を引き下げるべきである。

V. 消費税への対応

【基本的な視点】

令和元年10月に、消費税率は10%へ引き上げられましたが、引き続き円滑な価格転嫁と公正な取引を促進することが望まれます。

軽減税率の導入による企業の事務負担の増加については、現場の声をしっかりと受け止めるとともに、インボイス制度の導入の是非について、改めて検討することが必要であります。

●複数税率制度の見直し

複数税率について、導入による低所得者層への税負担軽減効果は限定的であり、むしろ中・高所得者層に対する軽減額の方が大きくなっており、低所得者対策としての本来の意義を果たしていない。

当所の会員企業からも、事務負担が増加することから複数税率に反対する声が多く、消費税率を一律にするなどの見直しを図りたい。

●中小事業者配慮したインボイス制度に替わる簡易な制度の検討

当所が今年5月に実施した会員企業に対するアンケート調査では、約6割の企業が、「区分記載請求書等保存方式で大きな問題がないのであれば、そのまま区分記載請求書等保存方式を継続し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を導入するべきではない」と回答している。

まずは、コロナ禍の影響を踏まえて導入に向けたスケジュールを一旦凍結し、企業の実情を十分に把握し、インボイス制度を導入する必要があるのか、廃止を含めてしっかりと検証し、区分記載請求書等保存方式や簡便な税額計算方法等の経過措置を恒久的な制度にすべきである。

●基準期間制度の廃止

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの企業の経営状況が悪化している中で、2年前の基準期間の課税売上高により納税義務の有無が決定される現制度は実態にそぐわない。

当該年度の課税売上高を基に判定するとともに、各制度の選択時期についても、当該年度の申告期限までとしていただきたい。

●簡易課税制度並びに免税点制度の恒久化

簡易課税制度(課税売上高:5,000万円以下)並びに免税点制度(課税売上高:1,000万円以下)は、益税が発生し、公正・公平の観点から問題があるとの指摘があるが、その対象企業は、経理業務を専門に担当する社員を持たない小規模・零細企業であり、こうした企業への更なる納税事務の負担の増加を招かないためにも、現行の簡易課税制度並びに免税点制度は恒久化すべきである。

●二重課税の廃止

消費税と二重課税となっている揮発油税、酒税については廃止するべきである。消費税率10%への引き上げにより、二重課税の問題がさらに拡大していることから、早急に廃止すべきである。

VI. その他

【基本的な視点】

我が国の財政状況は、コロナ禍における財政出動によって一層悪化しており、プライマリーバランスの黒字化に向け、財政再建を着実に進めていく必要があります。そのためには、中長期の将来像を見据え、喫緊の課題である少子高齢化対策と女性や高齢者等の活躍促進とともに、多様化する働き方に対する公平な税制度の構築、所得税改革と共に社会保険料負担を含めた社会保障制度のあり方について抜本的な改革が必要です。

納税事務負担の軽減は生産性の向上に不可欠となっており、電子化の推進と確実な負担の軽減が強く求められております。

1. 税と社会保障制度の一体改革と財政健全化

人生100年時代を見据え、将来に亘り持続可能な経済・社会環境を構築するためには、少子化対策の推進と女性や高齢者の活躍促進の両立が求められている。所得課税のあり方については、社会保険料負担が増加していることを考慮し、所得税と社会保険料負担を一体として、国民負担として捉えていくことが重要である。

社会保障負担を将来に先送りしている現状を考慮し、若年低所得者層の社会保険料負担の軽減や高所得者層の所得控除の見直し、公的年金課税の是正などの税と社会保障を一体に捉えた改革が必要である。

社会保障制度については、社会保障給付の抑制や効率化とともに、「医療費や介護保険の利用者負担割合の見直し」、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するための「在職老齢年金制度の廃止」など、抜本的な見直しを行うべきである。

なお、コロナ収束後の財政健全化に向けた最低限の財政規律は必要であるが、中小企業に過度な負担を課すことがないように配慮いただきたい。

2. 所得税改革の推進

個人所得課税については、今後も見直しを継続していくことになっているが、経済社会の構造変化に対応した所得税改革を更に推進することが必要である。

特に、若い世代や子育て世代に焦点を当て、その上で所得控除から税額控除への転換についても検討すべきである。

3. 大法人の電子申告義務化に関する見直し

平成30年度税制改正による資本金1億円以上の大法人の電子申告義務化が昨年度より施行されたが、電子申告に拠らない申告では無申告とする取り扱いについては、追徴課税（無申告課税）により企業に大きな負担を強いることから、見直していただきたい。

4. 納税事務負担の軽減

給与所得者などに対する所得税の源泉徴収と年末調整及び給与支払い報告書、給与及び報酬等の支払調書の提出など、国民が負担すべき税額の確定手続き、加えて事業者自身の納税に係る書類の作成及び保存義務などの事務負担は、その大部分を事業者が担っており、この結果、わが国の徴税コストは他の先進国に比べて少ないと言われている。

こうした状況の中、多くの事業者は、昨今の人手不足の中で、税制改正に対応しながら滞りなく納税に係る事務を行っているが、帳簿・帳票類の保存や、複数ある土地の公的価格への対応、マイナンバー制度の導入などにより事務負担は増加の一途をたどっている。さらに、消費税の軽減税率が導入され事務負担が一層増大していることから、早急な対応が必要である。

納税事務負担の軽減については、納税者に多くの負担を強いている現状を十分に斟酌した上で制度を構築していただきたい。電子化・オンライン化は、誰もが使いやすく、新たな負担にならないよう整備すると同時に、書類の作成や提出の簡素化、納税方法の多様化を推進すべきである。

毎年の税制改正について、法的な安定性を担保するとともに、税務上の負担を軽減するために、措置の本則化を図られたい。

— 以 上 —